

北ノ浜グラウンドトイレ新築工事に伴う外構工事

図 面 目 録					
	表紙 図面目録	A-7	工作物詳細図 1	E-1	電気設備図
A-1	特記仕様書 1	A-8	工作物詳細図 2	W-1	給排水設備図
A-2	特記仕様書 2	A-9	植栽整備図		
A-3	特記仕様書 3	A-10	縁石類撤去図		
A-4	全体配置図 付近見取図	A-11	現況実測図		
A-5	工作物配置平面図 1	A-12	防球ネット展開図・詳細図		
A-6	工作物配置平面図 2				

I. 工事概要		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 工事名称	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事に伴う外構工事		◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。		◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、権性の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
2. 工事場所	鳴門市撫養町大桑島		◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適時 配置すること。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーヅ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
3. 工事概要	整備面積 約 1,310 m ²		◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。		◎受注者は、建設リサイクル法に基づき対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
4. 工事種目	外構工事		◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。		◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づき対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
5. 工事区分	外構工事、植栽工事、解体工事、電気工事、給排水工事		◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。		◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
6. 工期	工事完成年月日は工事契約書による。		◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。		◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。
II. 建築工事仕様書			◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。		◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
1章 一般共通事項			◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。		◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
項目	特記事項	5. 工事関係図書	◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。	8. 施工調査	◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ・ 建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)・同解説 令和2年版 ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。) ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版 ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。 ① 建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。) ② 電気設備工事監理指針(令和4年版) ③ 機械設備工事監理指針(令和4年版)	6. 安全衛生管理	◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	9. 材料・製品等	◎受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーヅ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
2. 優先順位	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書(令和4年版)等		◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		◎受注者は、本工事で使用する建設機械・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。		◎受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
4. 工事施工条件等	◎施工条件は次による。 ・ 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・ 工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置するなどし、一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し、施工するものとする。 ・ 施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・ 工事を行う上で、撤去移設を要する軽微な障害物の処理で、監督員の認めたものは、本工事の範囲とし、それに要する費用は、請負業者の負担とする。 ・ 工事実施にあたり、居住者などへの依頼、または周知するべきことについては、工事に先立ち事前に文書掲示および投函などにより、適切に周知すること。	7. 工事現場管理	◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	10. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は担当課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

鳴門市企業局ボートレース事業課

工 事 名 北ノ浜グラウンドトイレ新築工事に伴う外構工事

編 号
NON

図 面 名 特記仕様書 1

年 月 日
R5

M. T. S. プラン

徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832
1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 1級建築士 森 茂代 第188857号

図面 No.

A - 1

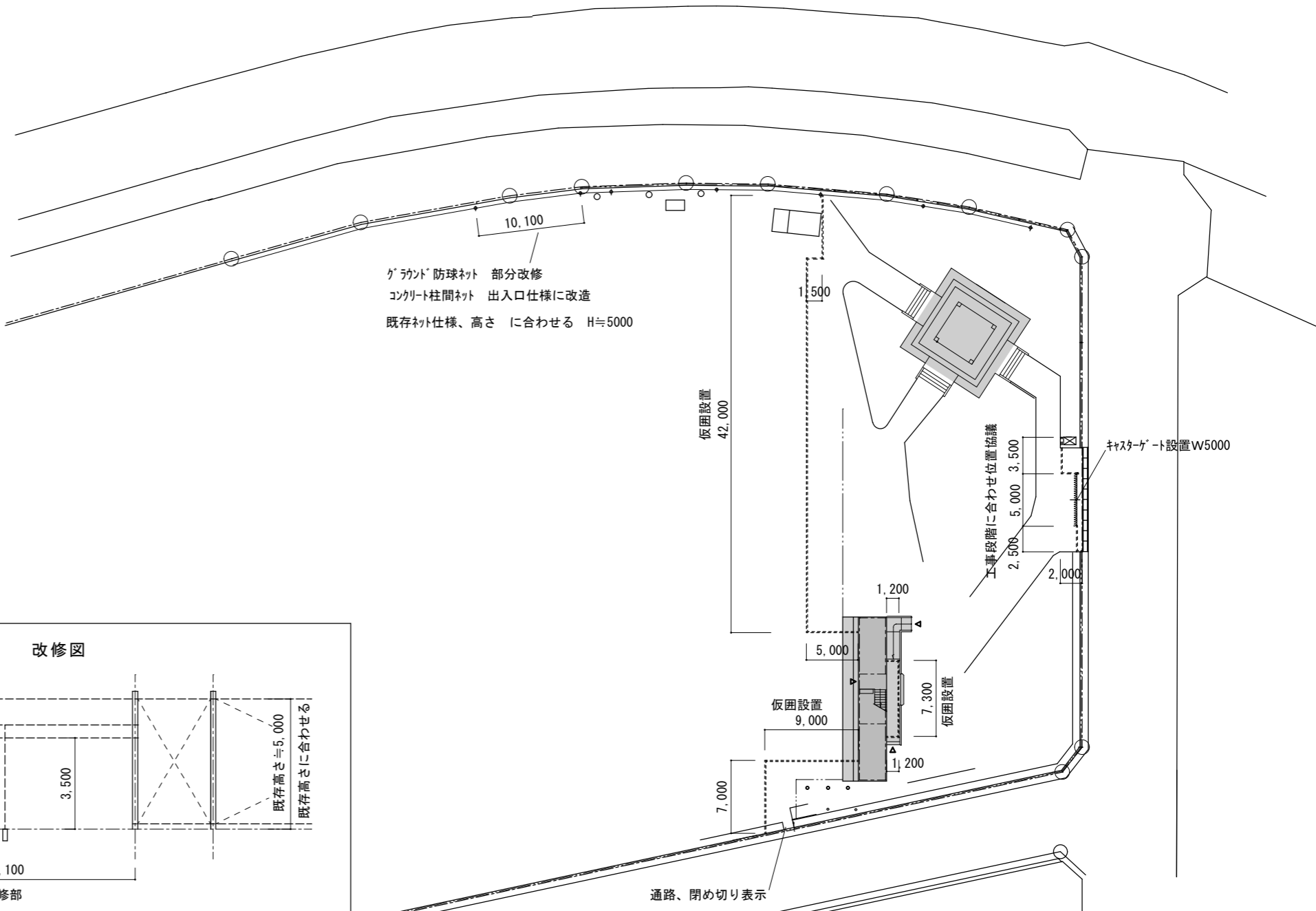
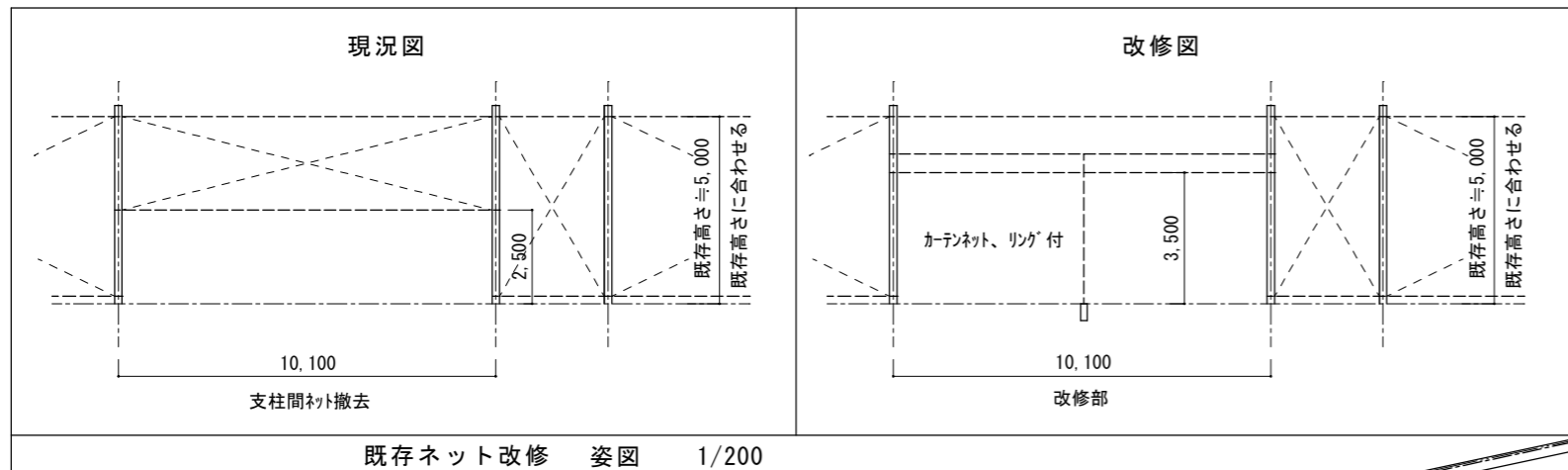
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																							
	<p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <tr> <th>項 目</th> <th>外構工事</th> <th>舗装工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> <tr> <td>現況造形盛土撤去処分</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路床高さ掘取り</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東屋東側盛土撤去処分</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東屋東側工作物に伴う法面成形</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新設工作物設置残土処分</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東屋西側部分整地</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹木撤去、剪定</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ管理者、使用者等との調整</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事段階ごとに相互に調整して円滑に工事を実施すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項 目	外構工事	舗装工事	そ の 他	現況造形盛土撤去処分		○		路床高さ掘取り		○		東屋東側盛土撤去処分		○		東屋東側工作物に伴う法面成形	○			新設工作物設置残土処分	○			東屋西側部分整地	○			樹木撤去、剪定	○			ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ管理者、使用者等との調整	○	○		工事段階ごとに相互に調整して円滑に工事を実施すること。						
項 目	外構工事	舗装工事	そ の 他																																									
現況造形盛土撤去処分		○																																										
路床高さ掘取り		○																																										
東屋東側盛土撤去処分		○																																										
東屋東側工作物に伴う法面成形	○																																											
新設工作物設置残土処分	○																																											
東屋西側部分整地	○																																											
樹木撤去、剪定	○																																											
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ管理者、使用者等との調整	○	○																																										
工事段階ごとに相互に調整して円滑に工事を実施すること。																																												
11. 技能士の適用	◎本工事の施行にあたっては、各工事にかかる当該業種の一級又は二級技能士の有資格者を努めて活用するものとする。	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。 工事実施にあたり、既存の敷地境界等の標識、杭 の保全に留意すること。	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかき乱さないよう、留意して行うこと、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同層以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。																																							
12. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。	2. ベンチマーク等	◎設計GLの設定は、監督員の指示により決定する。 ◎樹木・盛土等、撤去後 敷地形状の測定を行い、設計寸法と確認、調整を行うこと。 ◎ 舗装工事仕上げ代を想定し、GL-150よりGL+50を地盤仕上げ天とする。	2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。																																							
13. 工事検査及び技術検査	◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。 ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に点検を行うこと。	3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は(A種 ・ (B種) ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。																																							
14. 完成図等	◎提出書類 ・竣工図(製本 A3版 3部とする。) ・工事写真(写真帳2部(着手前 ・ 工事中 ・ 竣工)、電子データ1部) ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・保全に関する資料。 ◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。 ◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>※提出部数は指示部数とする。</p>	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	4. 養生	◎外部足場(種類: 枠組足場・次世代足場可、仕様: 2枚布、D=90cm、シート仕様: 防災シート1類) ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下) ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場(種類: 脚立足場) ◎仮囲い(仕様: 亜鉛引き鉄板、H= 1800、) ◎ゲート(有 ・ 無、仕様: ｷｬｯｼﾞｰゲｰﾄ W 5m) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させると安全管理も実施すること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:) ◎仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。	4章 地業工事	特 記 事 項																															
区 分	サ イ ズ																																											
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																											
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																											
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																											
15. 火災保険	◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。 ◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。 ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。	5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度) ・ 設(けない))	1. 一般事項	◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。																																							
		6. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る ・ 出(せない))、電力料金(有(償) ・ 無(償)) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る ・ 出(せない))、水料金(有(償) ・ 無(償))	2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・ 砂利は、(切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 再生ｸﾗｯｼﾞｬﾗﾝ)とする。 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒 度 範 囲</th> </tr> <tr> <td>切込砂利</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生ｸﾗｯｼﾞｬﾗﾝ</td> <td>工作物基礎部</td> <td>-</td> <td>図示 C40</td> </tr> <tr> <td>ｸﾗｯｼﾞｬﾗﾝ</td> <td>植栽整備部分表層砕石敷き</td> <td>図示</td> <td>C40</td> </tr> </table>	種 別	使用部位	厚 さ	粒 度 範 囲	切込砂利	-			切込砕石				再生ｸﾗｯｼﾞｬﾗﾝ	工作物基礎部	-	図示 C40	ｸﾗｯｼﾞｬﾗﾝ	植栽整備部分表層砕石敷き	図示	C40																			
種 別	使用部位	厚 さ	粒 度 範 囲																																									
切込砂利	-																																											
切込砕石																																												
再生ｸﾗｯｼﾞｬﾗﾝ	工作物基礎部	-	図示 C40																																									
ｸﾗｯｼﾞｬﾗﾝ	植栽整備部分表層砕石敷き	図示	C40																																									
		7. 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、(図示の場所に ・ 用意して(ない)ので業者にて)設けること。	5. 建設発生土の処理	◎場内敷き均し、および場外搬出処分 とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。 ◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。																																							
		8. 本工事中のｸﾞﾗｳﾝﾄﾞの使用	◎工事中の敷地内ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ便所は使用する。ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ利用者及安全に使用できるよう配慮すること。 ◎工事中のｸﾞﾗｳﾝﾄﾞへの出入口がわかるよう周知看板の設置。 現在出入口部 (北側、東側)	4章 地業工事	特 記 事 項																																							
				項 目	特 記 事 項																																							
				1. 材料	<table border="1"> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A SD345</td> <td>D16以下 D19以上</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状: 寸法: 径:</td> <td></td> </tr> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法: 径:																								
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																									
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上																																									
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-																																									
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法: 径:																																										
				2. 材料試験	◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																																							
				3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は(重(心)継手 ・ ガス圧継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。																																							

5章 鉄筋工事		6章 コンクリート工事		E.電気設備工事																																									
項目	特記事項	項目	特記事項	特記事項																																									
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは標仕・表5.3.2 位置は表5.3.3とする。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。</p> <p>◎鉄筋の折曲げ形状及び寸法は、標仕・表5.3.1による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは標仕・表5.3.4による。</p> <p>◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節—基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節—梁貫通孔その他配筋〕による。</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>	<p>4. 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地</p> <p>5. レディミクストコンクリート工場の指定</p> <p>6. 型枠</p>	<p>(3) 安全と認められる骨材の使用 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミ骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 クストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎打継ぎの位置 梁及びスラブ(・スパンの中央又は端から1/4付近・図示による) 柱及び壁(・スラブ、梁又は基礎の上端・図示による)</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)(ア)による。</p> <p>◎ひび割れ誘発目地の位置(・図示による・)</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>◎型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.8.2(2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12</td> <td>基礎コ、土留め壁</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎打ち直し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより 打ち直し面より2mm程度、引込める。</p>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし			—	6.8.2(2)(ア)	A種	あり			—	6.8.2(2)(イ)	B種	なし		12	—	6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12	—	6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし		12	基礎コ、土留め壁	<p>1 薄鋼電線管(19、25・・・)は、表示されているものと同一外径のねじなし電線管(E19、E25・・・)を使用しても良い。</p> <p>2 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。</p> <p>3 幹線の要所(プルボックス内、ハンドホール内等)には、合成樹脂等の表示札により回路の種別、行先、サイズを表示する。</p> <p>4 屋外防水型プルボックス(埋込部を除く)はメラミン焼付塗装とする。なお、材質については、ステンレスとする場合は図面特記による。</p> <p>5 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは係員との協議により図面と多少相違させて良い。</p> <p>6 E3接地極の材料はEBとしD=10、L=1500とする。また、接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。</p> <p>7 PF管を使用する場合は(タイプ-22)一重管とする。</p> <p>8 低圧CVケーブルの100°以上はCVTとし、その他のサイズについては係員との協議によりCVTを使用しても良い。</p> <p>9 屋上、屋側の支持金物等はステンレス製(SUS304)とする。(装柱金物は除く)</p> <p>10 露出する配管は全て塗装を行う。なお、金属製管路の亜鉛めっき面はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後、調合ペイント2回塗りとする。</p> <p>11 地中管路の埋設深さは0.6m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設表示を行う。</p> <p>12 工事の施工に伴い既成部分を汚染損傷した場合は、既成にならぬ補修する。</p> <p>13 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。</p>					
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																								
県産木製型枠	—	なし			—																																								
6.8.2(2)(ア)	A種	あり			—																																								
6.8.2(2)(イ)	B種	なし		12	—																																								
6.8.2(2)(イ)	C種	なし		12	—																																								
6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし		12	基礎コ、土留め壁																																								
6章 コンクリート工事		7章 その他各種工事		メーカーリスト	本工事に使用する機材の製造メーカーは下記同等品以上とする。																																								
項目	特記事項	項目	特記事項	電線管・付属品	JISマーク表示品																																								
1. 一般事項	<p>◎コンクリートの種別 ・I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・II類(JIS A 5308への適合したコンクリート)</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 F_c(N/mm²)</th> <th>調合管理強度 F_n(N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td>—</td> <td>2.3</td> <td>土留め壁、側溝</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18+S</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.3</td> <td>土間コ</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.3</td> <td>基礎コA-A、HA-A</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.3</td> <td>捨てコ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	18	有	—	2.3	土留め壁、側溝	普通	18	18+S	18	—	—	2.3	土間コ	普通	18	18	15	—	—	2.3	基礎コA-A、HA-A	普通	18	18	15	—	—	2.3	捨てコ	<p>1. 敷地内整地 他</p> <p>2. 植栽整備工事</p> <p>3. 使用材料</p> <p>4. その他注意事項</p>	<p>◎'グランド'側は既存状態に復旧すること</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎東屋西側、樹木撤去後の整地高さは、現況確認の上施設管理者と協議の上決定する。</p> <p>◎伐根にあたっては、隣接市道7.7.7.7.7舗装に影響の無いよう留意すること。 撤去樹木は伐根を原則とするが、現地状況により協議 要。 既存防球ネット、外灯等に損傷の無いよう留意して実施すること</p> <p>緑石 JIS A 5371 L型側溝 JIS A 5372</p> <p>防草シート敷、デュボン、ザバーン240G 240g/m²、t 0.64mm 程度 住友林業緑化 谷口産業 東レ 田中</p> <p>上記各材、図面内記載製品 とも、同等品 使用可</p> <p>◎既存自動販売機 設置のまま工事実施予定としている、設置者、管理担当課と協議を行い、同意の上工事を実施すること</p> <p>◎既存埋設給水管は経路不明のため大きく数量の異なる場合は、監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎防草シート敷は、メーカー標準仕様にて固定すること</p> <p>◎コンクリート切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること</p>	電線・ケーブル	JISマーク表示品
コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																						
普通	21	21+S	18	有	—	2.3	土留め壁、側溝																																						
普通	18	18+S	18	—	—	2.3	土間コ																																						
普通	18	18	15	—	—	2.3	基礎コA-A、HA-A																																						
普通	18	18	15	—	—	2.3	捨てコ																																						
				配線器具	JISマーク表示品																																								
				配分電盤類	一光電機 川崎電気 香東電機 パナソニック 河村電器 日東工業																																								
				照明器具	パナソニック 三菱電機 大光電機 岩崎電気 日立照明 東芝ライテック																																								
				W.給排水設備工事																																									
				特記事項																																									
				1	弁類において、直圧部は10kg/cm ² 、その他は、5kg/cm ² とする。																																								
				2	管を土中埋設する場合は、管の保護のため山砂の類にて、管の周囲を埋戻し、『共仕』に従い地中埋設表示(埋設表示テープ及び埋設標)を行う。																																								
				3	保温工事は、『共仕』に基づき施工するもので、主要材料は、グラスウール保温材とする。 屋外露出部分は、ステンレスラッキングとする。																																								
				メーカー指定	下記メーカーリストを本工事に適用する。																																								
				1 管 材	JIS規格品 JWVA規格品																																								
				凡 例																																									
				シンボル	適用	名 称	規 格 等																																						
				— — — — —	○	給 水 管	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 H1VP																																						
				— — — — —		井 水 管	水道用硬質塩化ビニル管 VP (屋外散水系統のみ)																																						
				— — — — —		給 湯 管	耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管 HTLP																																						
				— — — — —		排 水 管	硬質塩ビ管 VP 第1会所まで																																						
				— — — — —		通 気 管	硬質塩ビ管 VP																																						
				— — — — —		屋 外 排 水 管	硬質塩ビ管 VP																																						
				特 記	<p>※ 配管の保温・塗装・吊り及び支持は「共仕」及び「標準図」に従い(床下土中配管含)施工のこと。</p> <p>※ 管を土中埋設する場合は、管の保護のため山砂類にて管の周囲を埋戻し「共仕」に従い地中埋設表示を行う。</p> <p>※ 屋外露出配管は全て指定色塗装のこと。(SUSラッキング部は除く)</p> <p>※ 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、その施工方法について、監督員の承認を受けた後に施工のこと。</p> <p>※ 工事の施工に伴い、既成部分を汚染、又は損傷した場合は、既成にならぬ補修すること。</p> <p>※ 発生材のうち、引き渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に従い、適切に処理し、監督員に報告すること。</p> <p>※ 図中以外で、建築物に利害等を及ぼすような設備があれば、速やかに監督員に報告し、対処すること。</p>																																								

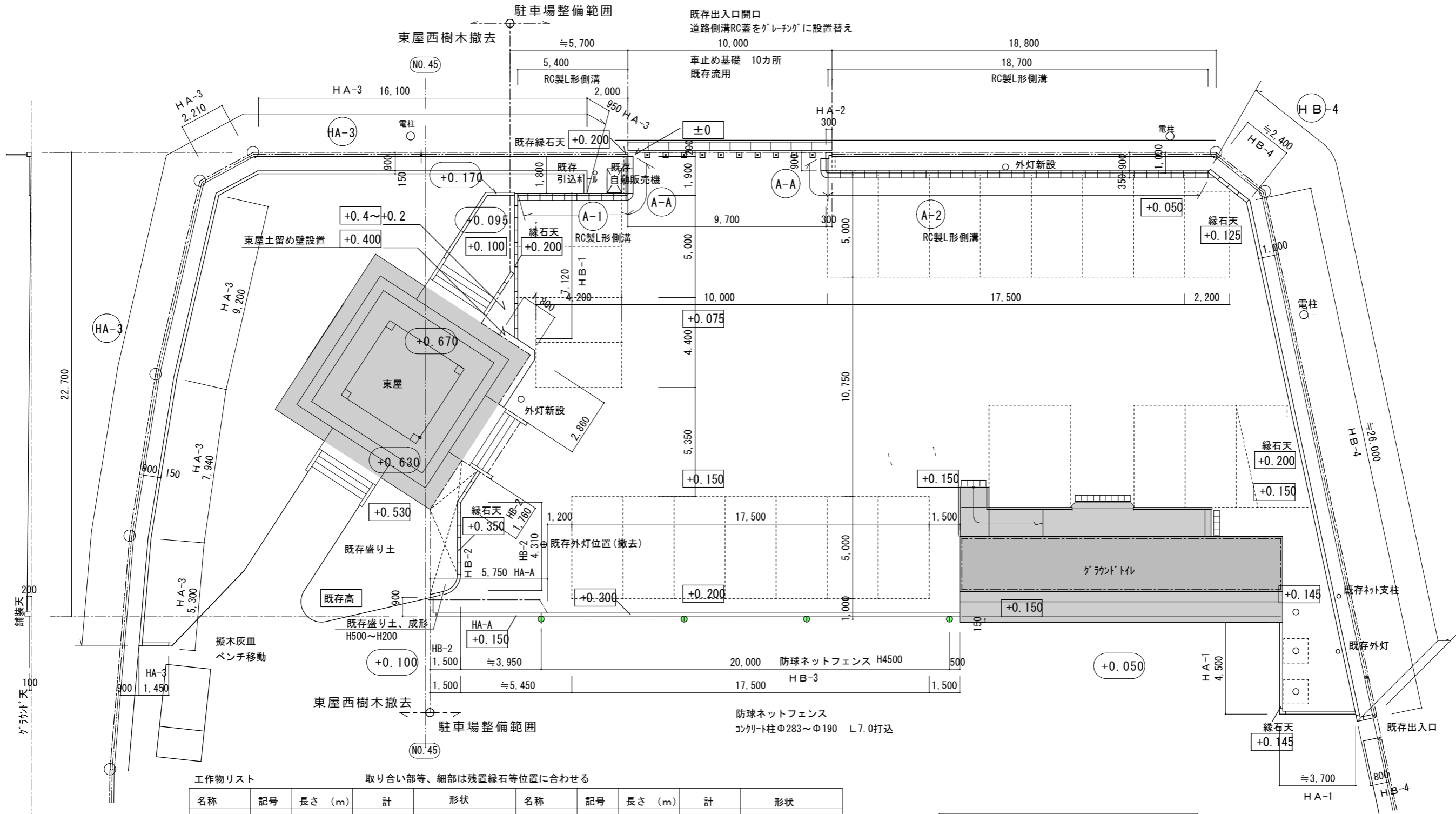


鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜95の一部
 出典：国土地理院ウェブサイト
 「地理院地図データ」（国土地理院）をもとにM. T. S. プラン作成

付近見取図



全体配置図 1/500

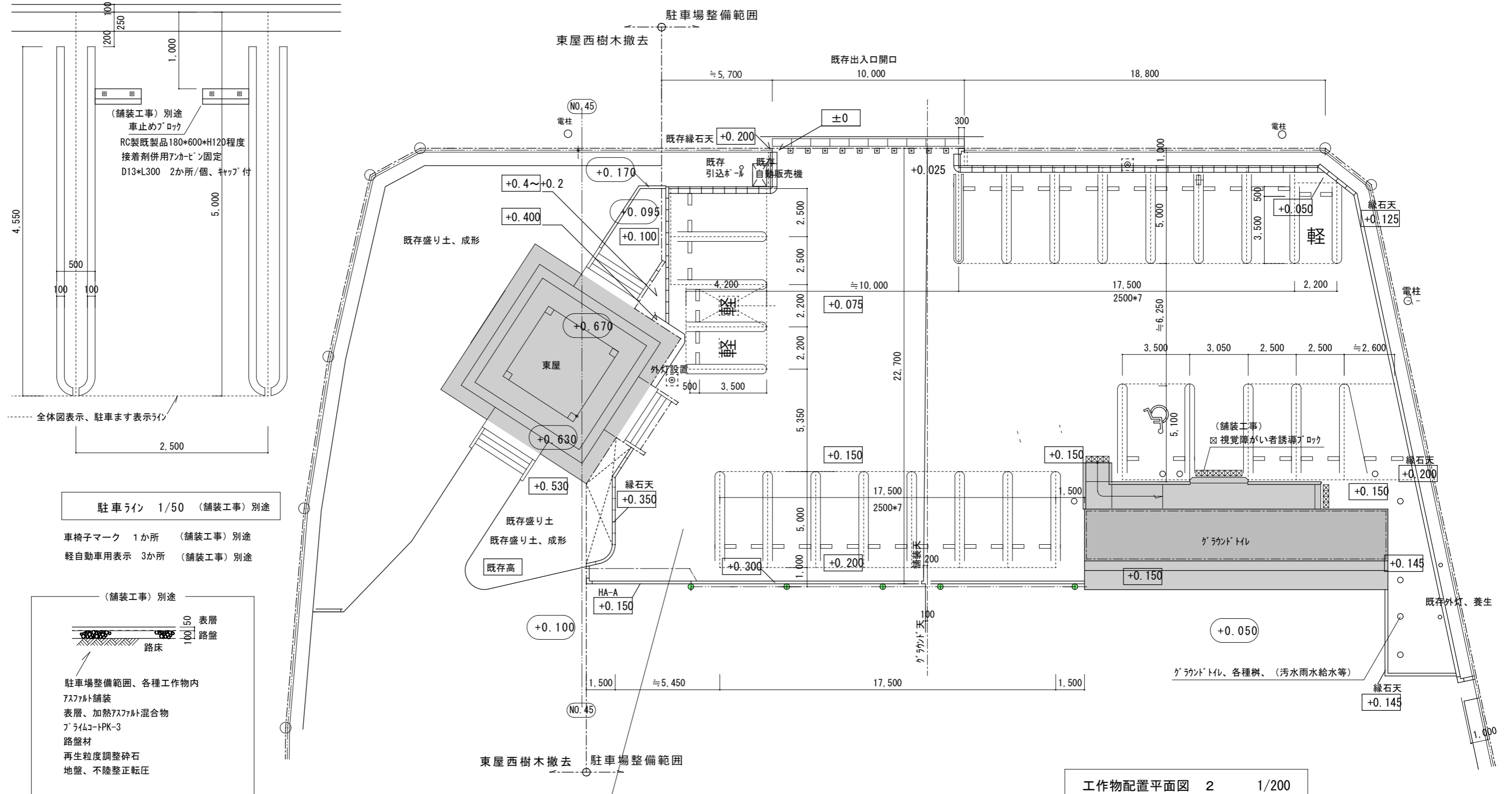


工作物リスト 取り合い部等、細部は残置縁石等位置に合わせる

名称	記号	長さ (m)	計	形状	名称	記号	長さ (m)	計	形状
縁石HA	HA-1	8.2	52.0	(150・170) *200 歩車道境界A	縁石HB	HB-1	7.1	64.1	(180・205) *250 歩車道境界B
	HA-2	0.6				HB-2	7.6		
	HA-3	43.2				HB-3	20.2		
	HA-A	6.7				HB-4	29.2		
L形側溝 250A	A-1	7.3	26.6	(155/100) *250	東屋 土留め壁		1.8	4.7	
	A-2	19.3							
	A-A	1.9+0.6				2.9			

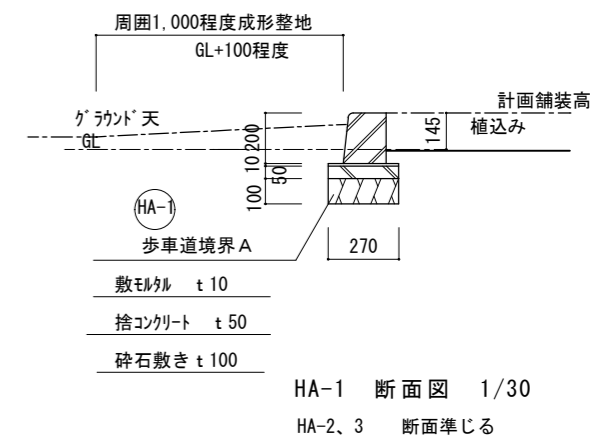
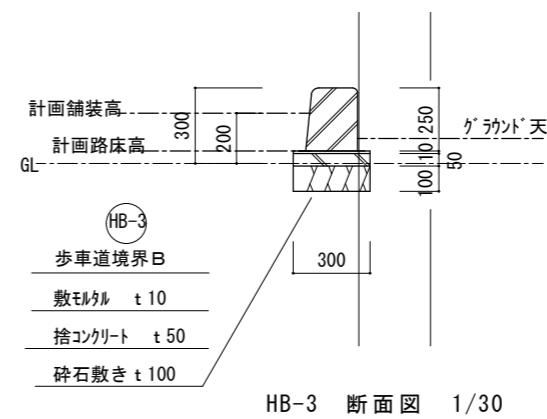
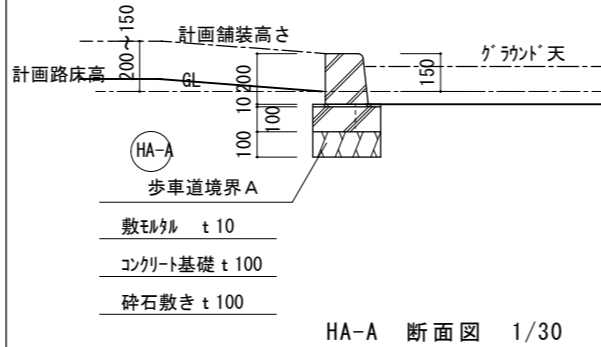
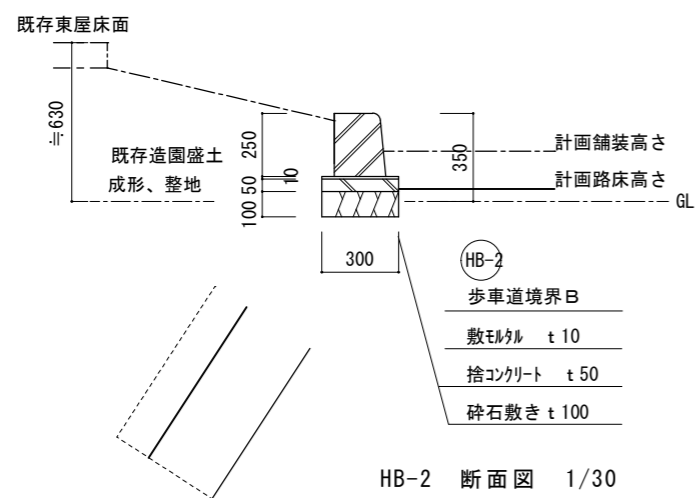
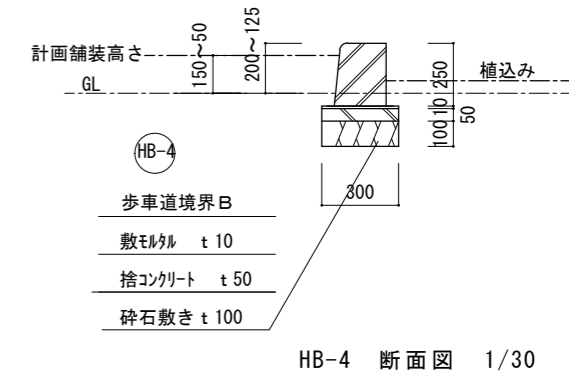
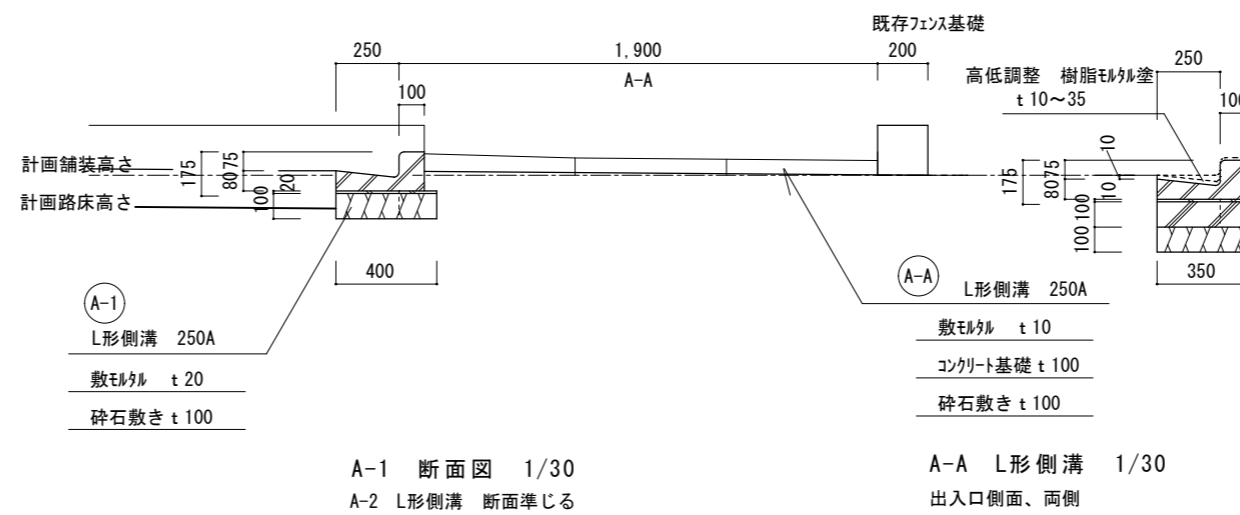
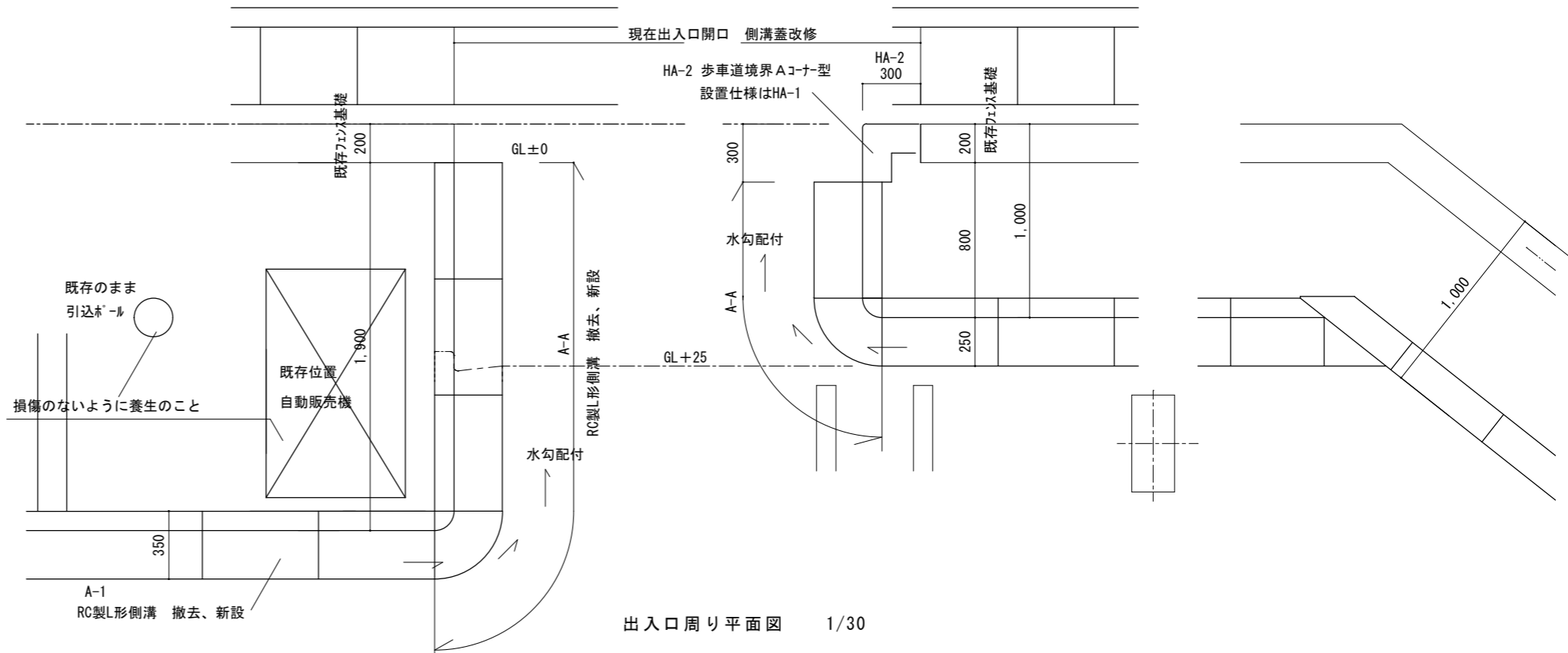
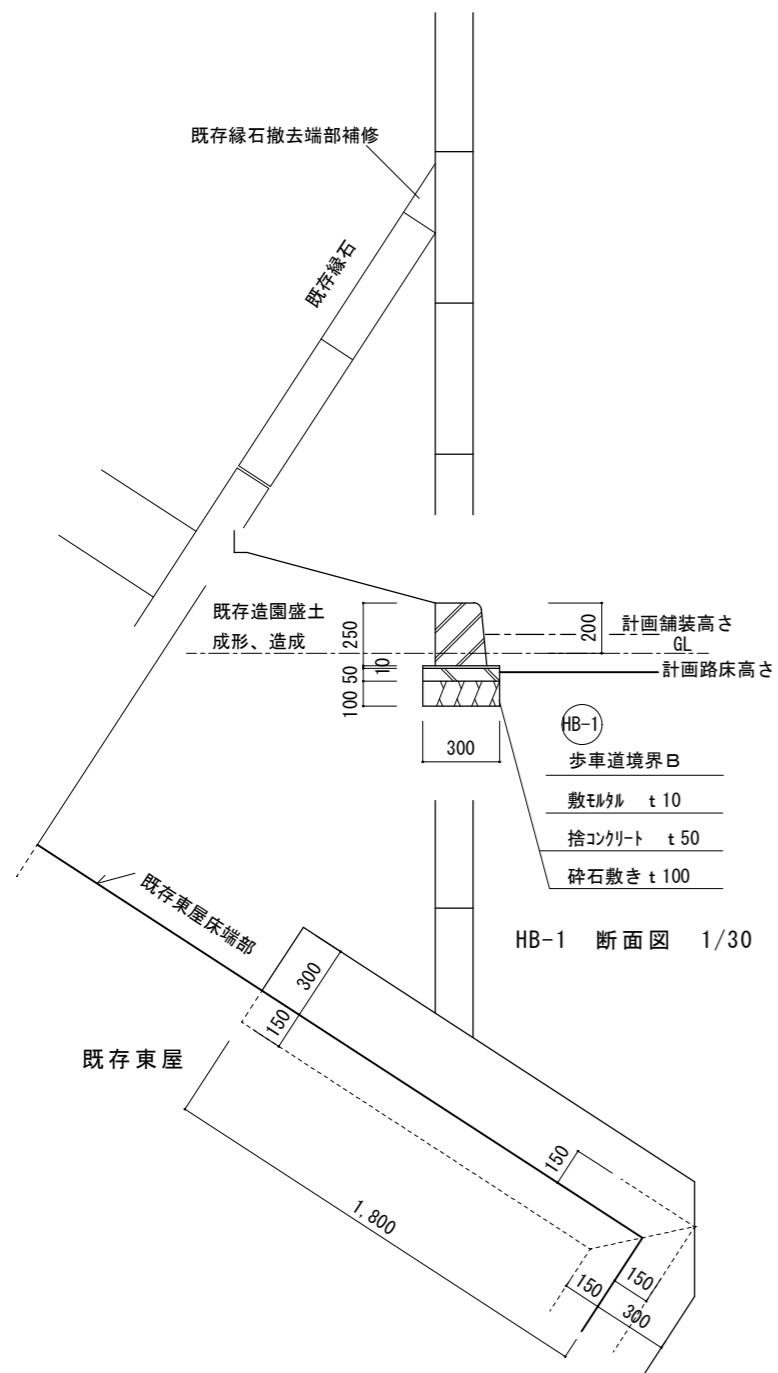
工作物配置平面図 1/200

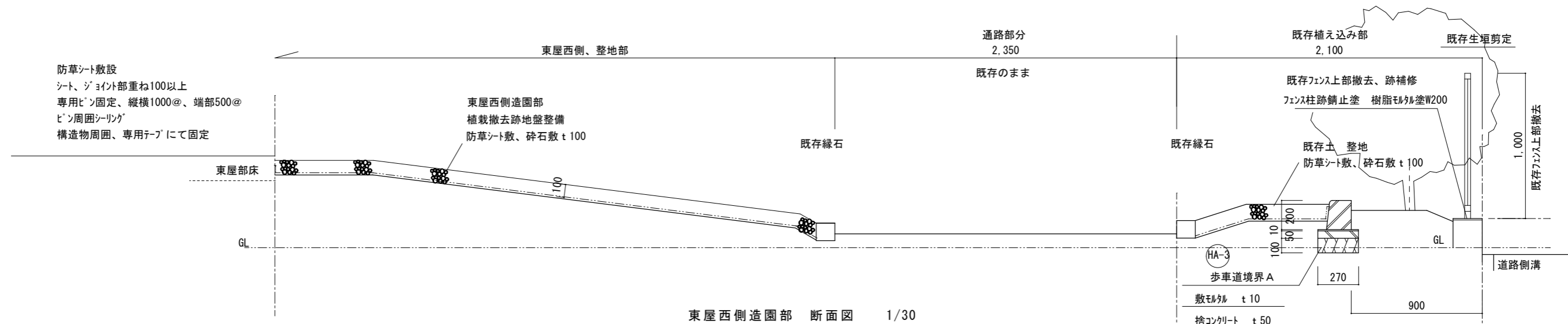
±0 GLからの高さを表示
 +0.100 現在高 表示



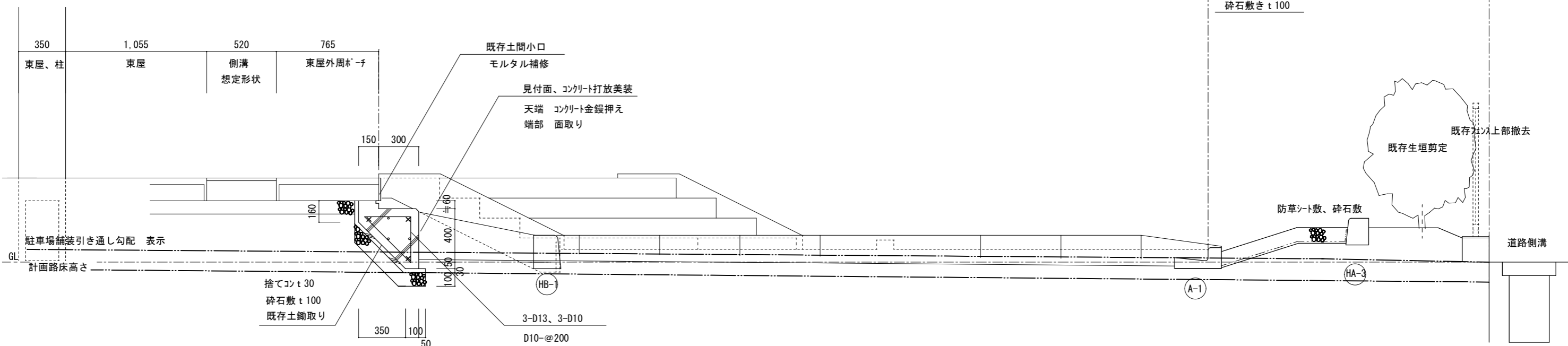
工作物配置平面図 2 1/200

±0 GLからの高さを表示
 +0.100 現在高 表示



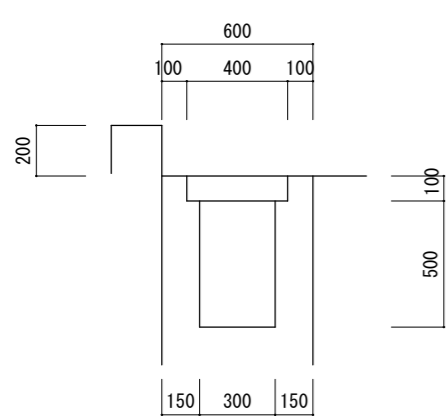


東屋西側造園部 断面図 1/30

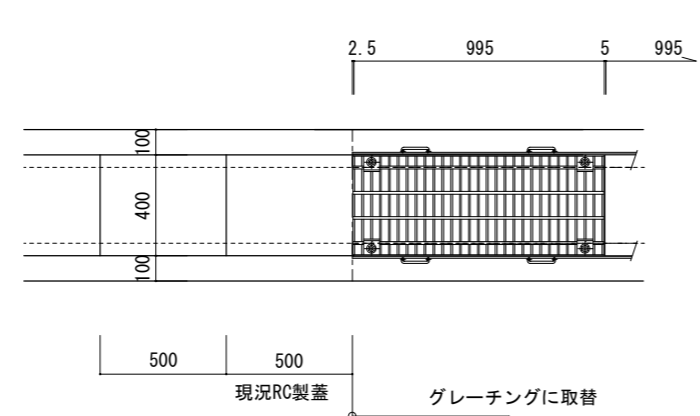


東屋土留め壁 断面図 1/30

東屋側駐車場姿図 1/30

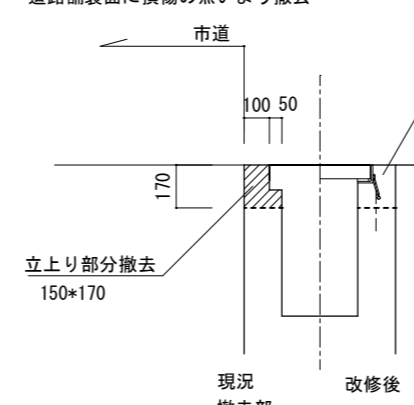


現状測定断面図 1/30



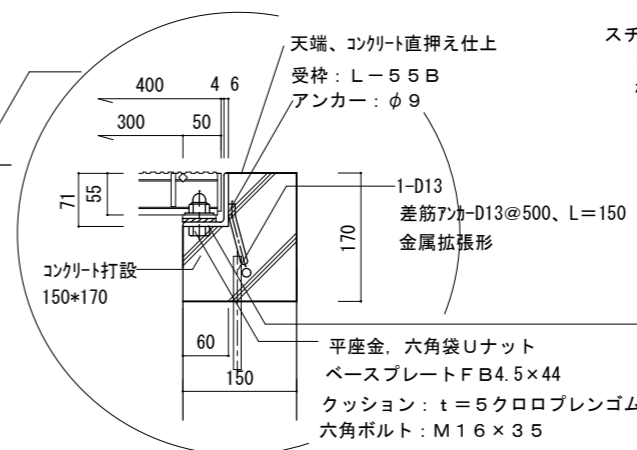
平面図 1/30

道路舗装面に損傷の無いよう撤去



道路側溝断面図 1/30

取付参考図 参考仕様 同等品使用可

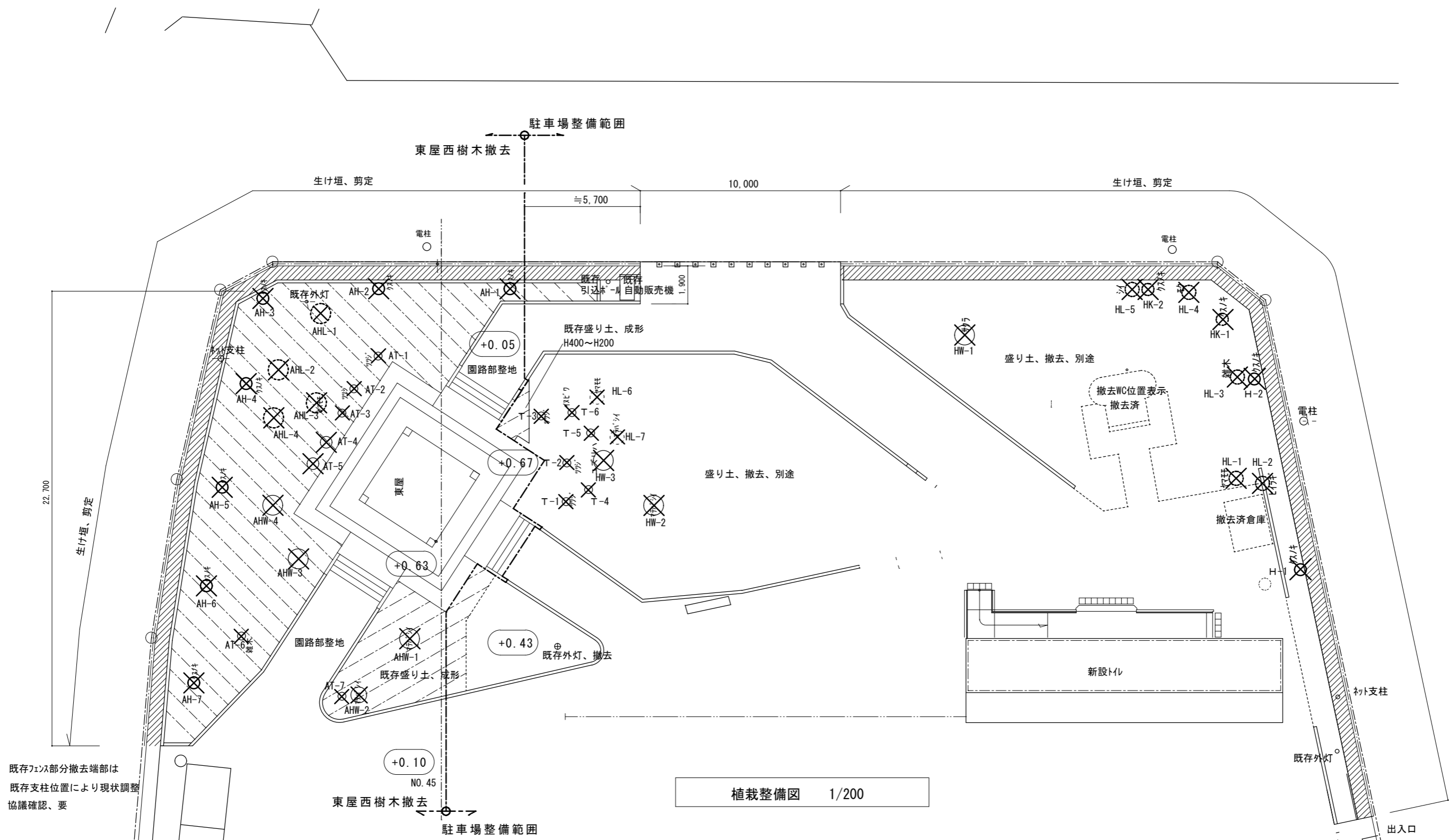


部分詳細 1/10

スチール製グレーチング ボルト固定式ゴム付 滑り止め模様付
 ※適用荷重: T-20 (一般用)
 横断溝用 (参考品番 HXBL 84055)
 材質: SS400
 処理: 溶融亜鉛めっき
 定尺: 995

スチール製受枠 L-55B
 材質: SS400
 処理: 樹脂料塗装
 定尺: 2000

コンクリート打設
 コンクリート 21N+S, S18



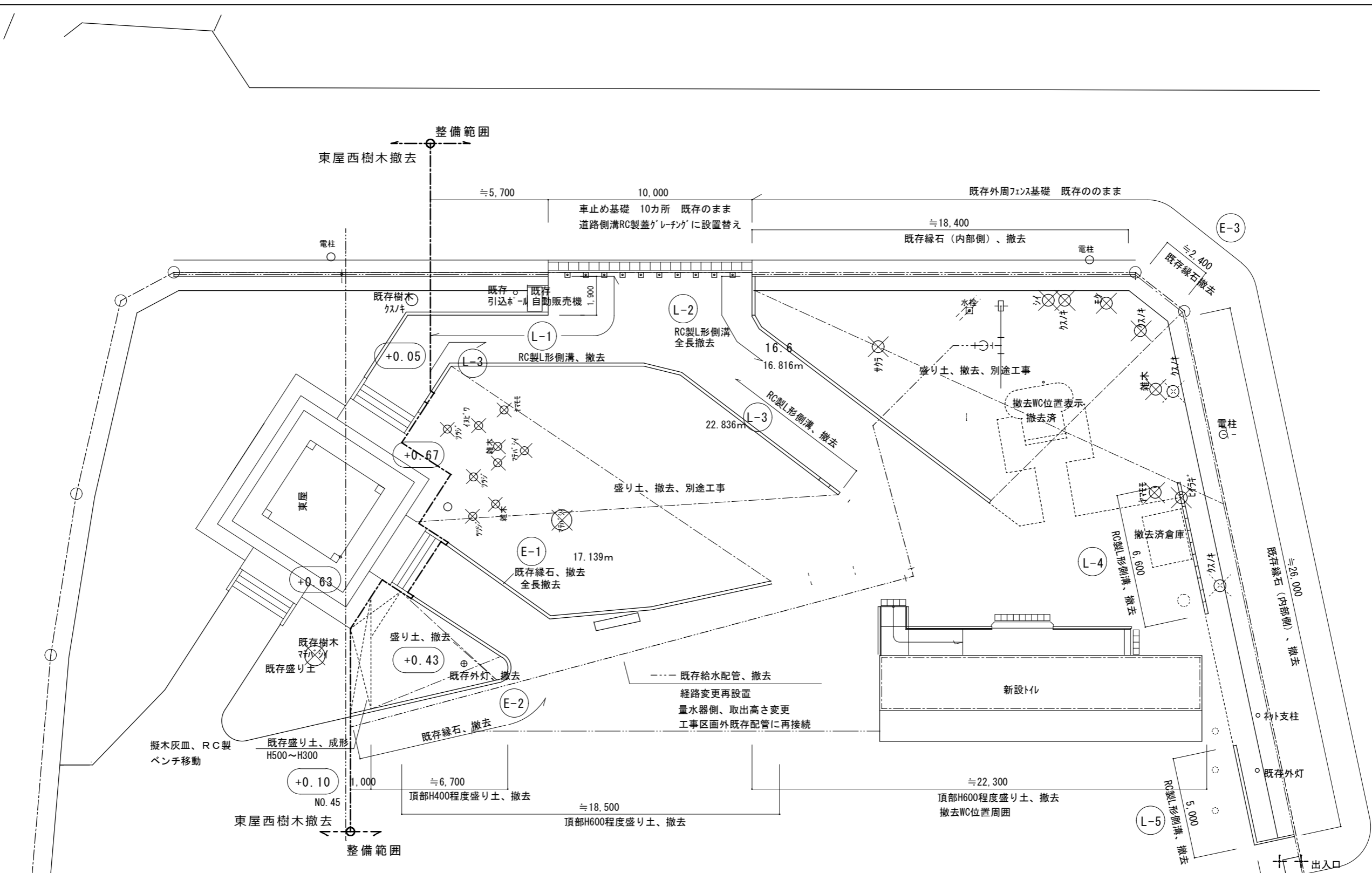
既存フェンス部分撤去端部は
既存支柱位置により現状調整
協議確認、要

植栽整備図 1/200

撤去樹木リスト 東屋西樹木撤去	
	AH-7 高木 6~10m 程度 クスノキ
	AHW-4 高木 5~8m 程度 マンパシイ 他
	AHL-4 高木 3~6m 程度 ヤマモモ 他
	AT-7 低木 ツツジ 他

撤去樹木リスト 駐車場整備範囲	
	H-2 高木 7m 程度 クスノキ
	HK-2 高木 5m 程度 枝張り大
	HW-3 高木 5m 程度 枝張り大
	HL-7 高木 3~6m 程度 モクシイ ヤマモモ 他
	T-6 低木 ツツジ 他 イシバク

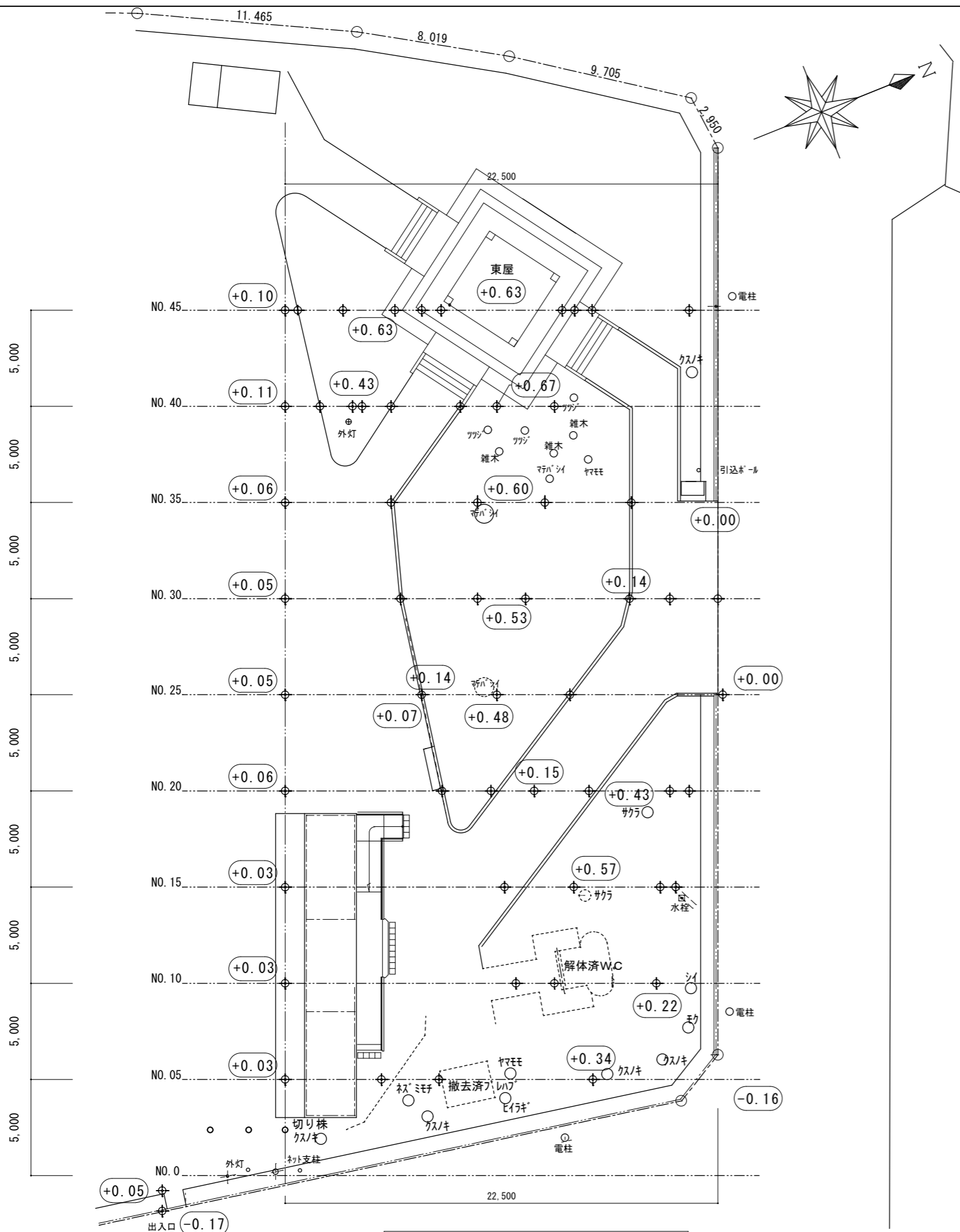
	出入口より 東側 48.3 m 西側 44.4 m
	外周部 生け垣、強剪定 既存フェンス部分撤去 撤去跡補修
	造園部分下草撤去 低木共 表層土鋤取り t 200~100 防草シート敷、碎石敷 t 100 専用コ型固定ピン止め ジョイント部、シート重ね張
	樹木撤去跡整地



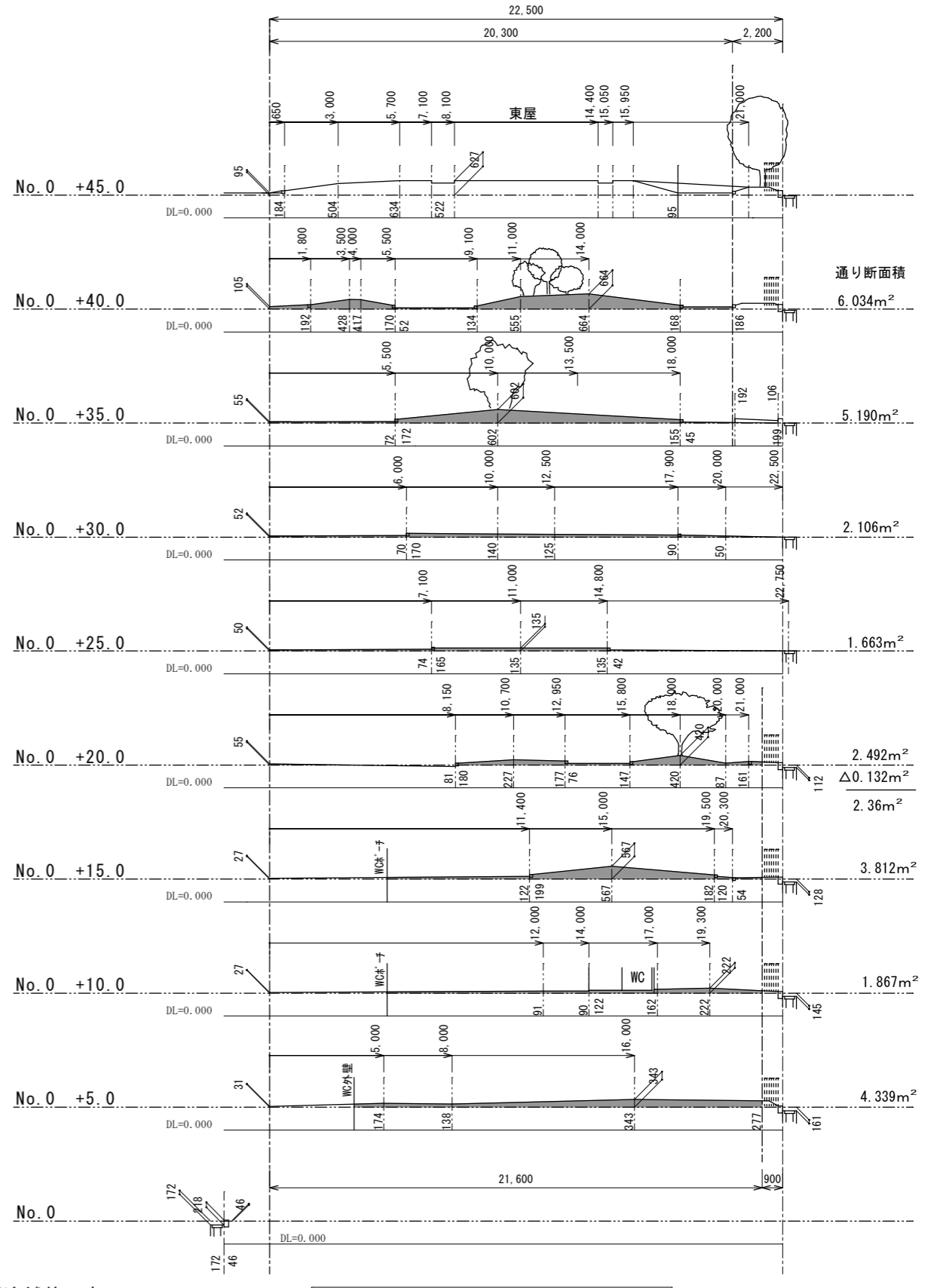
撤去リスト 記載形状は地中部想定

名称	記号	長さ (m)	形状	名称	記号	長さ (m)	形状
緑石	E-1	17.1	(150・170)*200	L形側溝 250A	L-1	7.6	(175/100)*350
	E-2	14.1	歩車道境界A		L-2	16.6	
	E-3	48.8			L-3	22.8	
			L-4		6.6		
			L-5		5.0		
計		80.0		計	58.6		

緑石類撤去図 1/200

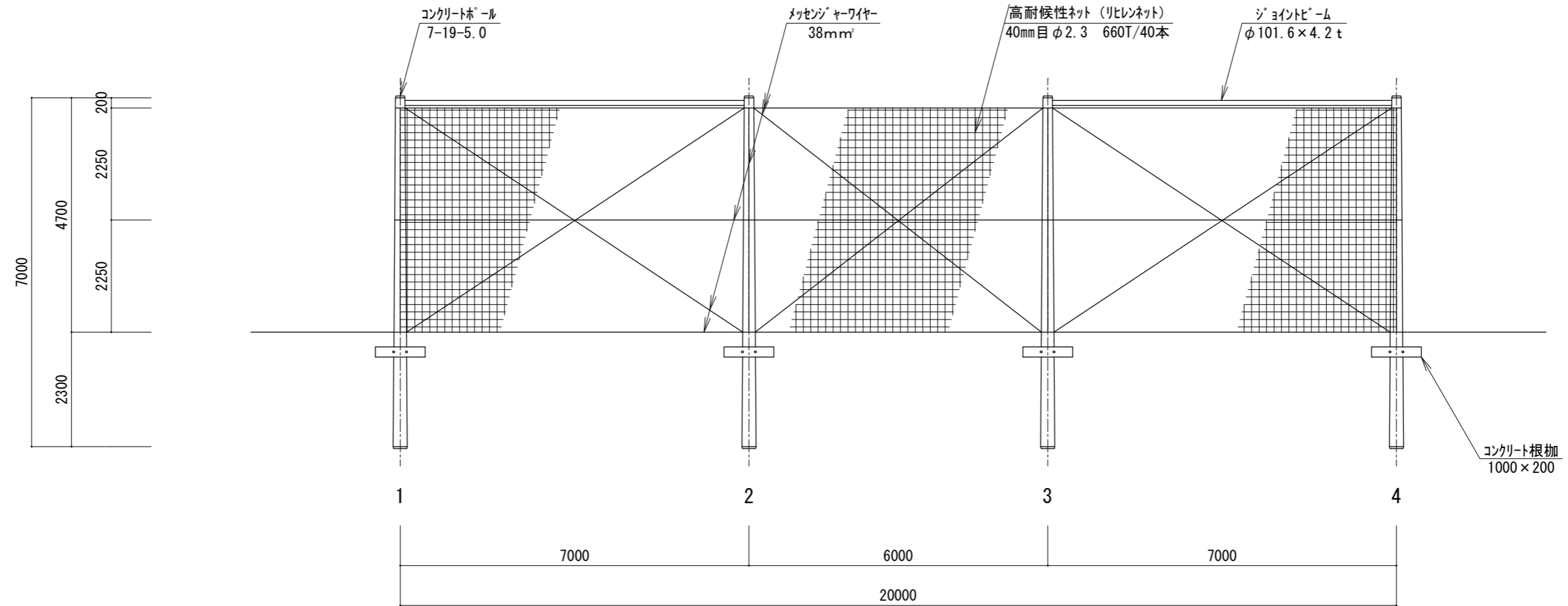


実測平面図 1/250

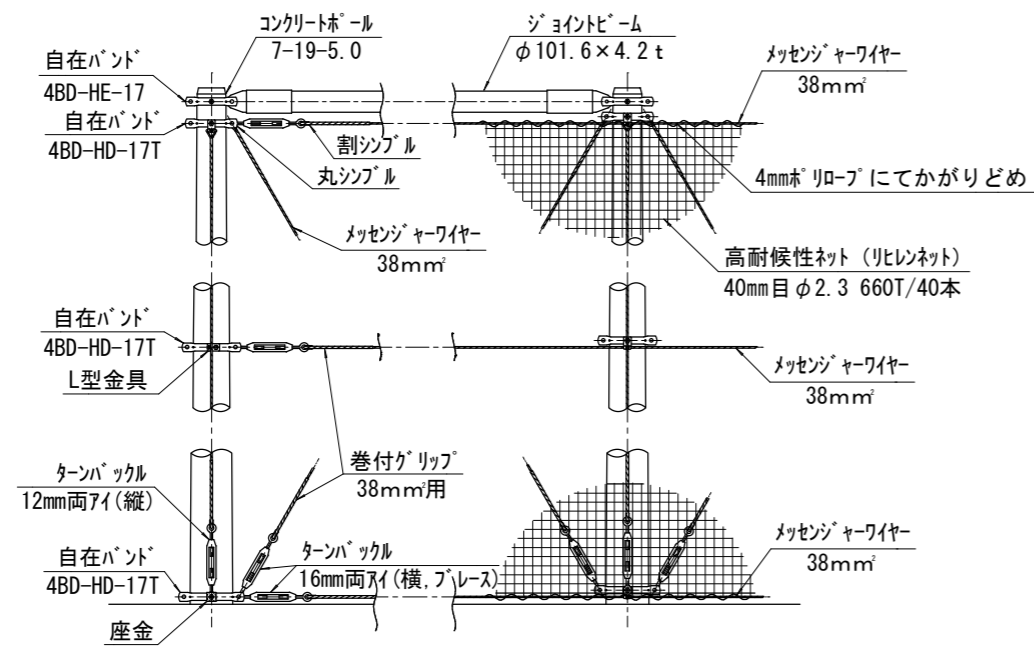


実測横断面図 1/250

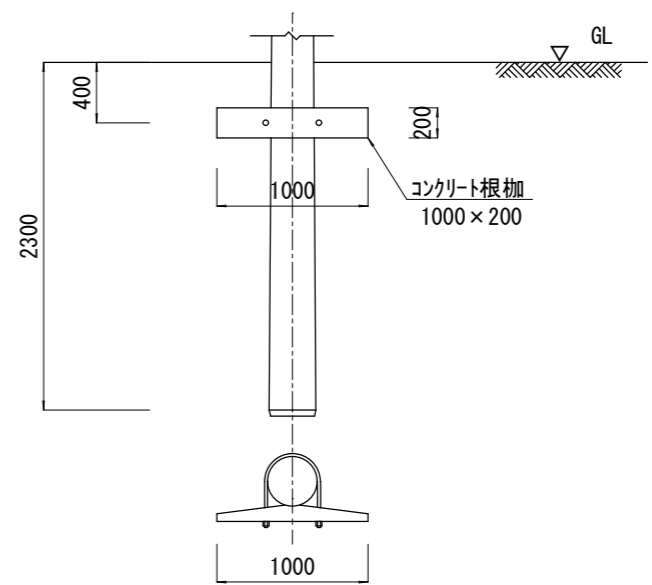
すきとりは別途舗装工事



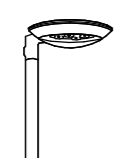
展開図 S=1/100

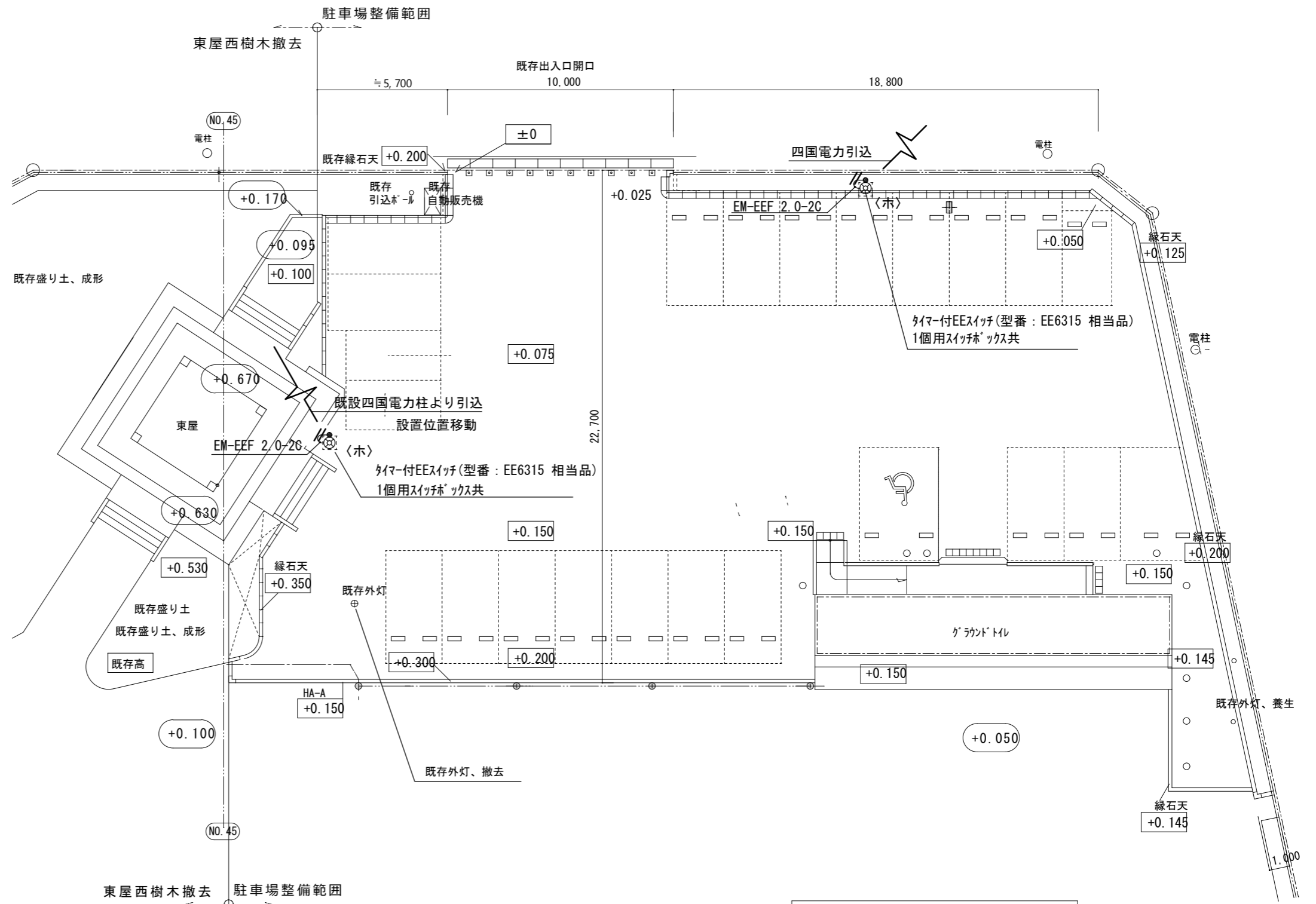
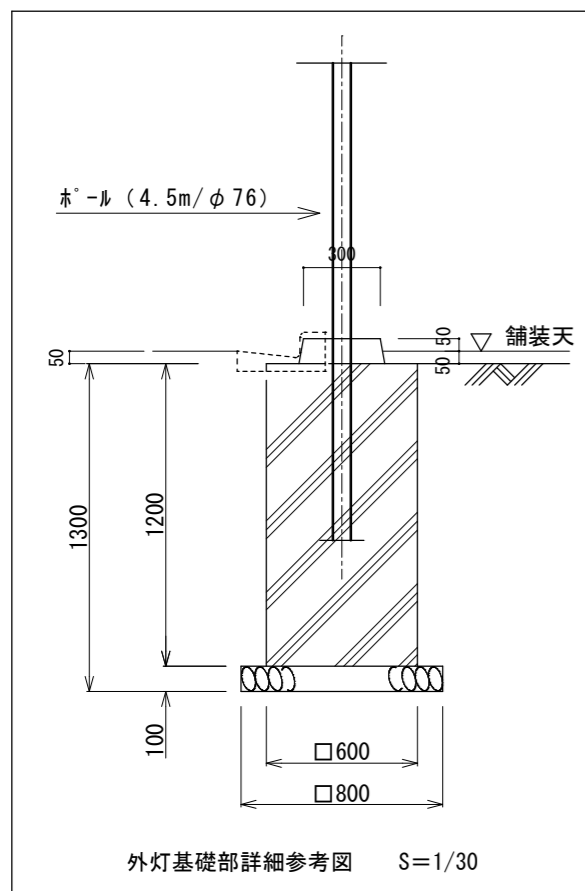


ネット取付け詳細図 S=1/50



基礎詳細図 S=1/50

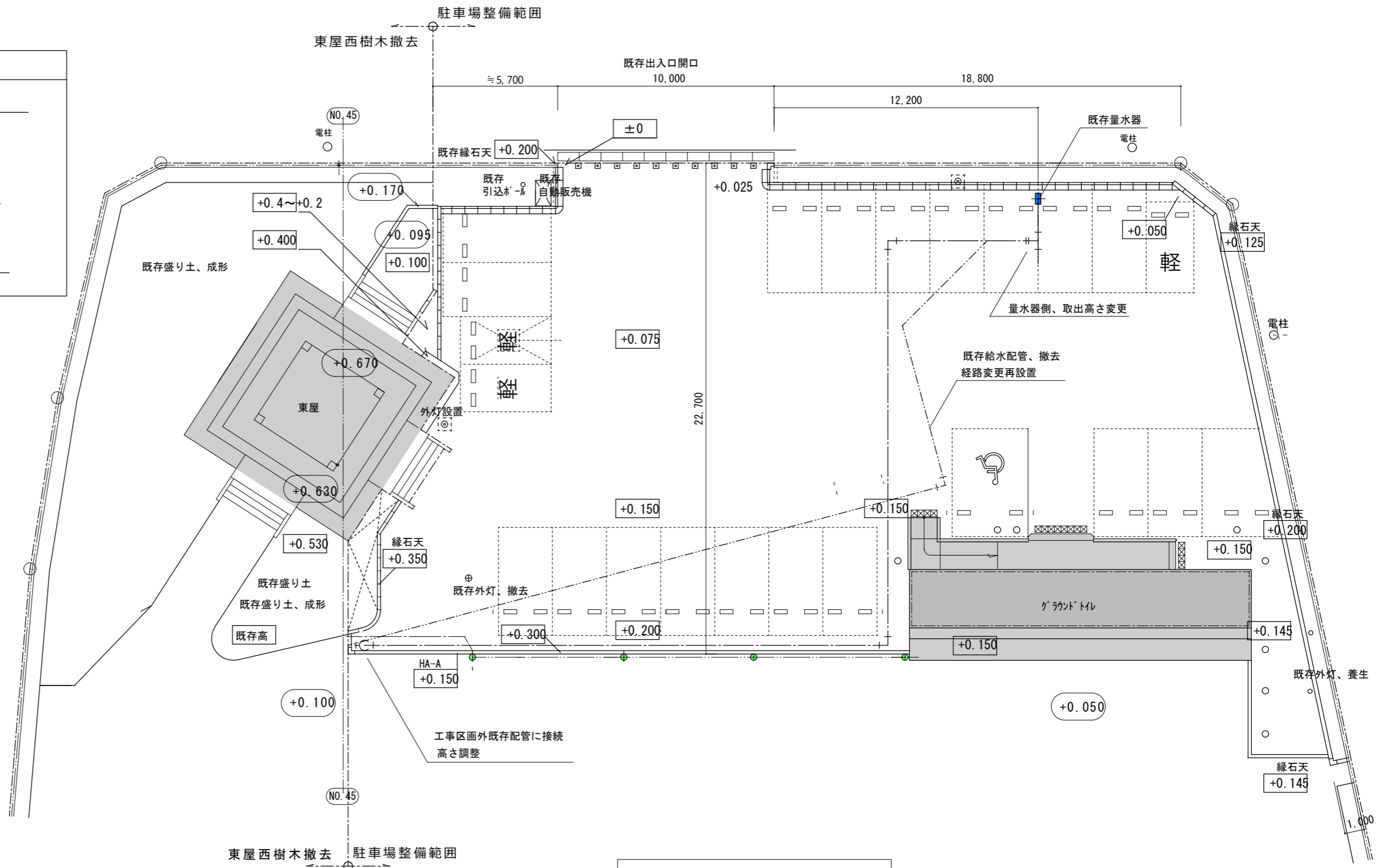
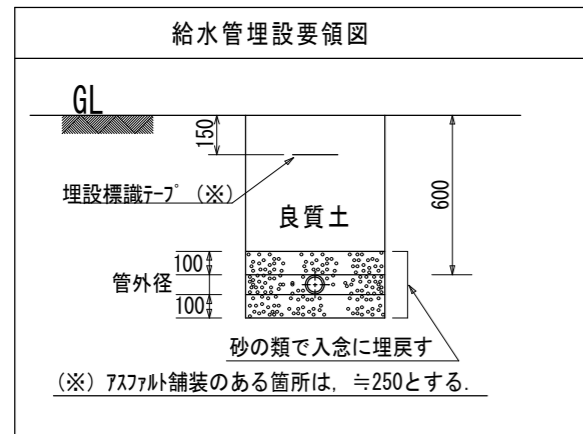
木	LED街路灯 水銀灯250形相当
 <p>光束6350lm、消費電力58W、電圧：100-242V 昼白色、5000K、Ra70、フロント配光タイプ 本体：アルミダイカスト（ミディアムグレイメタリック） グローブ：（透明つや消し） 光源寿命6万時間（光束維持率70%） 上方光束比0~5%、耐雷サージ15kV、耐風速60m 落下防止ワイヤー付、タイマー段階調光機能付</p> <p>パナソニック NNY22581LF9 相当品 DYDX2409H</p>	



電気工事設備図 1/200

±0 GLからの高さを表示

+0.100 現在高 表示



給排水設備図 1/200

±0 GLからの高さを表示
+0.100 現在高 表示